

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）について

1 目的

人の健康や環境に対する悪影響（毒性）、環境中で分解しにくい性質（難分解性）、生物や体内に蓄積されやすい性質（生物蓄積性）、大気・水・移動性生物を通じて国境を越えて長距離を移動しやすい性質（長距離移動性）といった性質を有する物質を POPs（Persistent Organic Pollutants、残留性有機汚染物質）という。

POPs から人の健康及び環境の保護を図る目的で締結され、平成 16 年 5 月 17 日発効（日本は平成 14 年 8 月 30 日に締結）。令和 8 年 2 月現在 186 ヶ国・地域が締結。

2 各国が講ずべき対策

- （１）対象物質の製造、使用等の原則禁止（PCB 等）
- （２）対象物質の製造、使用等の制限（DDT 等）
- （３）非意図的生成物質の排出の削減（ダイオキシン、ジベンゾフラン等）
- （４）POPs を含む在庫・廃棄物の適正管理及び処理
- （５）これらの対策に関する国内実施計画の策定 等

3 我が国のこれまでの対応

- 条約に盛り込まれた対策については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、農薬取締法、ダイオキシン類対策特別措置法等で措置。
- 関係省庁連絡会議（議長は環境省環境保健部長）において国内実施計画を作成し、平成 17 年 6 月、地球環境保全に関する関係閣僚会議において了承。以後、平成 24 年、平成 28 年、令和 2 年、令和 7 年にそれぞれ関係省庁連絡会議において国内実施計画の見直しを行い、改定。

4 POPs 条約対象物質の追加

- POPs 条約の第 12 回締約国会議（令和 7 年 5 月）において、同条約の附属書 A（対象物質の製造、使用等の原則禁止）に、農薬用途に関連する物質であるクロルピリホスを追加することが決定。
- 令和 7 年 12 月、国連事務局が附属書への物質追加に関する情報を締約国に通報し、1 年後の令和 8 年 12 月に発効予定。

POPs 条約の動きを踏まえた国内対応について

令和 7 年 12 月、POPs 条約において新たに農薬用途に関連する物質であるクロルピリホスの附属書 A への追加について、国連事務局から通報があったことから、以下の措置を行う。

(1) 農薬取締法における販売等の禁止対象として指定

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項の規定に基づき、販売を禁止する農薬については、農薬の販売の禁止を定める省令（平成 15 年農林水産省令第 11 号）に規定しているところ。

これまで、POPs 条約附属書 A（対象物質の製造、使用等の原則禁止）の規制対象物質のうち、農薬用途のあるものについては、国内担保措置として、農薬の販売の禁止を定める省令で指定し、販売（及び使用）を禁止してきたところ。

同省令において、農薬の販売者は、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省・環境省令第二号。以下単に「省令」という。）別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有する農薬を販売してはならないとされており、今般、省令の別表第二にクロルピリホスを指定することにより、クロルピリホスを有効成分として含有する農薬について、販売及び使用を禁止することとする。

なお、クロルピリホスを含む農薬については失効済みである。

(2) 回収に係る指導

該当農薬メーカーは、令和 7 年 2 月にクロルピリホスを有効成分として含有する農薬の登録が失効して以降、各社の販売網を通じて自主回収を開始。

今般の通報を受け、令和 8 年 1 月、農林水産省は、

- ・ 該当農薬メーカーに対し、これまで行ってきた回収対応を引き続き徹底し、その回収実績を農林水産省に定期的に報告すること
 - ・ 該当農薬メーカーや流通事業関係者等に対し、該当農薬メーカーにおいて回収対応を行っていることについて生産者等に周知し、回収協力を促すこと
- について指導通知を発出（「クロルピリホスを含む農薬の回収について」（7 消安第 6351 号令和 8 年 1 月 30 日付消費・安全局農産安全管理課長通知））。

○農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）

農薬の販売者は、農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省・環境省令第二号）別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有する農薬を販売してはならない。

○農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和五年農林水産省・環境省令第二号）

農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。

一・二 （略）

三 当該農薬が、別表第二に掲げるいずれかの物質を有効成分として含有するものであるとき。

別表第一 （略）

別表第二

一 アルファー一・二・三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン

二 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロー二・三・三a・四・七・七a
ーヘキサヒドロ一四・七ーメタノー一Hーインデン（別名クロルデン）

三 ガンマー一・二・三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン（別名リンデン）

四 0・0ージエチルー0ー（四ーニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名パラチオン）

五 0・0ージメチルー0ー（四ーニトロフェニル）ホスホロチオアート（別名メチルパラチオン）

六 水銀及びその化合物

七 水酸化トリシクロヘキシルスズ（別名シヘキサチン）

八 デカクロロペンタシクロ [五・三・〇・〇^{二・六}・〇^{三・九}・〇^{四・八}] デカンー五一
オン（別名クロルデコン）

九 テトラエチルピロホスフェート（別名TEPP）

十 Nー（一・一・二・二ーテトラクロロエチルチオ）ー四ーシクロヘキセンー一・
二ージカルボキシミド（別名ダイホルタン又はカプタホール）

十一 ドデカクロロペンタシクロ [五・三・〇・〇^{二・六}・〇^{三・九}・〇^{四・八}] デカン

(別名マイレックス)

十二 二・二・二トリクロロー一・一ビス (四クロロフェニル) エタノール
(別名ケルセン又はジコホール)

十三 一・一・一トリクロロー二・二ビス (四クロロフェニル) エタン (別
名DDT)

十四 二・四・六トリクロロフェニル一四'ニトロフェニルエーテル (別名CNP
又はクロロニトロフェン)

十五 二・四・五トリクロロフェノキシ酢酸 (別名2, 4, 5-T)

十六 砒酸鉛

十七 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー六・七エポキシ一・四・四a・
五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一・四エンド一五・八ジメタ
ノナフタレン (別名ディルドリン)

十八 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー六・七エポキシ一・四・四a・
五・六・七・八・八aオクタヒドロエンド一・四エンド一五・八ジメタ
ノナフタレン (別名エンドリン)

十九 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロー一・四・四a・五・八・八aヘキ
サヒドロエキソ一・四エンド一五・八ジメタノナフタレン (別名アルド
リン)

二十 六・七・八・九・十・十一ヘキサクロロー一・五・五a・六・九・九aヘキ
サヒドロ六・九メタノー二・四・三ベンゾジオキサチエピン=三オキシ
ド (別名ベンゾエピン又はエンドスルファン)

二十一 ヘキサクロロベンゼン

二十二 ベータ一・二・三・四・五・六一ヘキサクロロシクロヘキサン

二十三 一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロー三a・四・七・七aテトラ
ヒドロ四・七メタノーHインデン (別名ヘプタクロル)

二十四 ペンタクロロニトロベンゼン (別名PCNB又はキントゼン)

二十五 ペンタクロロフェノール (別名PCP)

二十六 ペンタクロロベンゼン

二十七 ポリクロロー二・二ジメチルー三メチリデンビスクロ [二・二・一]
ヘプタン (別名トキサフェン)

二十八 メトキシ [二・二・二トリクロロー一 (メトキシフェニル) エチル]
ベンゼン (別名メトキシクロル)

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2019 年改正版仮訳）（抜粋）

第三条 意図的な製造及び使用から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

1 締約国は、次のことを行う。

- (a) 次のことを禁止し、又は廃絶するために必要な法的措置及び行政措置をとること。
 - (i) 附属書 A の規定が適用される場合を除くほか、同附属書に掲げる化学物質を製造し及び使用すること。
 - (ii) 附属書 A に掲げる化学物質を輸入し及び輸出すること。ただし、2 の規定に従うものとする。
- (b) 附属書 B の規定に従い、同附属書に掲げる化学物質の製造及び使用を制限すること。

第五条 意図的でない生成から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置

締約国は、附属書 C に掲げる個々の化学物質の人為的な発生源から生ずる放出の総量を削減するため、その放出を継続的に最小限にし及び実行可能な場合には究極的に廃絶することを目標として、少なくとも次の措置をとる。

（略）